

はい、こちら企業の労

働110番です。

「最近退社した元社員が、タイムカードのコピーを持ってきて、今までの残業未払い分100万円を払うよう請求をし



# 「ちがい企業の労働110番です」

(社)名北労働基準協会 受験対策講座室長  
社会保険労務士 奥村孔子

の総務課長さんでした。  
電話の主はある製造業  
の総務課長さんでした。  
「最近退社した元社員が、  
タイムカードのコピーを持  
ってきて、今までの残業未  
払い分100万円を払うよう  
請求をしました。払わなければ  
訴訟を起こすとまで言つてき  
ています。どのように対応したら  
良いでしょうか」

私はAさんの所属する課でも、時間内に自分の受け持つ仕事が終わらず、かなりハードな勤務を強いられています。会社では残業は基本的に禁止されていましたが、どうしても必要な残業は事前に申告をして、許可を得てから行うということになっていました。Aさんも毎日2時間ほど残って仕事をしていました。払わなければ訴訟を起こすとまで言つてきています。どのように対応したら良いでしょうか

## ライン管理者の労務管理研修の必要性

この会社では、ここ数年落ち込んでいた親会社からの受注がだいぶ回復し、この1年間、生産が就業時間内では終わらないという状況が続いていたそうです。今回退職したAさんの所属する課でも、時間内に自分の受け持つ仕事が終わらず、かなりハードな勤務を強いられています。会社では残業は基本的に禁止されていましたが、どうしても必要な残業は事前に申告をして、許可を得てから行うということです。

さて、労働基準法37条に法定労働時間を超えて労働させた場合等は、割増賃金の支払いが義務付けられていることは周知のことと思いますが、さらに、使用者には『労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準』という厚生労働省が定めた基準を遵守し、適切な労働時間の管理することによって、時間外・休日・深夜労働の割増を含めた賃金を全額支払うなど、労働基準法の規定に違反しないようになることが義務付けられています。ところが

Aさんは毎日黙つて残り仕事を続けていましたが、遂に退職を申し出て、その上司に退職届が受理されてしまつたとの事でした。退職の時点で、Aさんは相当なストレスが溜まつており、顔色も悪く、体調も良くなかったとのことでした。

さて、労働基準法37条に法定労働時間を超えて労働させた場合等は、割増賃金の支払いが義務付けられていることは周知のことと思いますが、さういふは支払わざるを得ないかと思ひます。

さらに、この管理者は法知識の不足だけでなく、部下との関係においてパワーハラス的な言動を取つており、部下のメンタルヘルス問題を引き起こしかねない管理者であることもうかがえます。

私どもの協会ではこのような問題に対応するため「労働実務総合研修」をはじめとして、「労働実務専門講座」、「マントルヘルス研修」など様々な研修を実施するとともに、「企業内・ライン管理者労務管理研修」として出張研修も行っております。是非各種研修をご活用ください。

このように労働トラブルの多くは、労働の最前线で直接労働者を使用する、ライン管理者の法知識の不足や、自身のマネジメント能力の不足、さ

らには労務管理の重要なポイントを押さえていないことにより発生しております。その管理の誤りは企業自身、経営陣にも大きな責任が及びます。現場の管理者はすなわち企業自身、経営者自身と表裏一体、このことを強く認識した上で、現場で直接労働者を使用するライン管理者に、教育・研修の場を設けることは必要不可欠のことだと思います。